

令和3年第10回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集告示年月日 令和3年11月24日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和3年11月30日 午前10時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 吉澤光雄
 - 2番 松澤千代子
 - 3番 山寺はる美
 - 4番 瀬戸純
 - 5番 矢ヶ崎紀男
 - 6番 津谷彰
 - 7番 池田睦雄
 - 8番 樋口博美
 - 9番 舟橋秀仁
 - 10番 小澤睦美
 - 11番 小林テル子
 - 12番 古村幹夫
 - 13番 向山光
 - 14番 岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第2号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第3号 辰野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第5号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 辰野町立図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第7号 令和3年度辰野町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第10 議案第8号 令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第9号 令和3年度辰野町下水道事業会計補正予算（第1号）

- 日程第 12 議案第 10 号 令和 3 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 13 議案第 11 号 令和 3 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 14 議案第 12 号 令和 3 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1
号)
- 日程第 15 議案第 13 号 令和 3 年度町立辰野病院事業会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 16 議案第 14 号 令和 3 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 2 年度(繰越)(補正分)公園施設長寿命化対策工事(荒
神山公園町民体育館)請負契約の変更について
- 日程第 18 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条、及び地方自治法第 180
条の規定による報告事項
報告第 1 号 令和 2 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価報告書について
報告第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 19 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

| | | | |
|-------------|---------|---------|---------|
| 町長 | 武 居 保 男 | 副町長 | 山 田 勝 己 |
| 教育長 | 宮 澤 和 徳 | 総務課長 | 加 藤 恒 男 |
| まちづくり政策課長 | 一ノ瀬 敏 樹 | 住民税務課長 | 三 浦 秀 治 |
| 保健福祉課長 | 竹 村 智 博 | 産業振興課長 | 赤 羽 裕 治 |
| 事業者緊急支援担当課長 | 岡 田 圭 助 | 建設水道課長 | 宮 原 利 明 |
| 会計管理者 | 中 村 京 子 | こども課長 | 小 澤 靖 一 |
| 生涯学習課長 | 西 原 功 | 辰野病院事務長 | 今 福 孝 枝 |

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

| | |
|-------------|---------|
| 議会事務局長 | 桑 原 高 広 |
| 議会事務局庶務係専門員 | 有 賀 智 美 |

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

| | |
|-----------|---------|
| 議席 第 11 番 | 小 林 テル子 |
| 議席 第 12 番 | 古 村 幹 夫 |

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和3年第10回辰野町議会12月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで、議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配布してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第10回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

皆さん、おはようございます。本日ここに第10回辰野町議会12月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には、師走を迎え大変お忙しいところ、ご出席を賜り感謝申し上げます。先の臨時会におきましては、副町長の選任についてお認めいただき、新たな気持ちで2期目のスタートを切らせていただきました。議員各位の一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。さて先日行われた役場の会議の中で、幹部職員に対し私の町政への思い、イメージを次のように伝えました。自分自身の原点は町民の幸せのためにであり、この1点に揺らぐことなく進んでいきたい。幸せのイメージは人それぞれに異なりますが、自分は3つのイメージを持っていること。1点目は子どもたちがこの町に愛着を持ち自慢できるような町にすること、そのために小中学生をターゲットとしたふるさとの良さを感じられるものを町から発信すること。2点目は商店街や川島をはじめとする各所に、町外から若い人たちが入ってきている動きがあり、それは辰野町が挑戦することに適した場所であるからではないか、自分の可能性を信じてやってみたいという流れを止めずに、そのために町が何ができるかという発想で応援していききたいということ。3点目は人生の最後まで生涯をかけて心豊かに心穏やかに暮らすことの出来る町でありたい、快適な生活の場、安心して暮らせるまちづくりを目指したいこと。こういったことを伝えるとともに常に町民の側に寄り添い、夢と希望を感じさせる職員であってほしいと伝えました。新型コロナや頻発する自然災害によって世の中の価値観、仕組みも急速に変化しています。人口減少のスピードも予想以上に早く、各自治体には更なる柔軟な発想と強い体力が求められています。コロナ収束後を見据えた地域経済の回復やデジタル化の推進、脱炭素

社会の実現など新たな課題への対応も必要ですし、町民の命、生活を守るため医療・福祉や防災対策にも力を入れていかなければなりません。これからの4年間安心して豊かに暮らせる社会の実現と、町民の幸せのため町民と行政が連携しながら、地域の資源を最大限効果的に活用し、地域の発展に向けて活動していく地域経営という考え方に立った政策を展開してまいりたいと思います。更に現在6兆円規模で調整が進められている新型コロナ関連の国の交付金なども活用し、感染予防対策の徹底と地域経済の回復、生活支援、新たな社会の共創、町民みんなでつくることに全力で取り組んでまいり所存です。新年度の予算編成の時期を迎えておりますが、こうした私の方針を受け職員が一丸となって第6次総合計画・基本構想、まちの将来像「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」の実現に向けて知恵を絞っています。今後、子どもからお年寄りまで将来に夢と希望が持てる事業や、取り組みを順次提案できるものと思いますので、ご期待ください。さて、ワクチン接種については、11月末時点で12歳以上の町民の方の約9割が2回の接種を完了しています。今後3回目の接種について辰野病院会場を皮切りに、1月から開始し2月上旬からは5歳から11歳の方の2回接種についても対応していく予定であります。これまで国からの供給量やその時期が不透明であったり、方針や予定が大きく変更されたりと町民の皆様にもご心配をおかけしましたが、その都度議会のご理解をいただき補正予算措置などで柔軟に対応することができました。今後も引き続き議員各位のご支援を賜りますよう、お願いいたします。さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、条例の一部改正6件、一般会計などの補正予算8件、工事請負契約の変更1件、合わせて15議案と報告事項2件であります。なお令和3年度一般会計補正予算（第14号）についての1件を、追加議案として最終日に提案させていただく予定でありますので、よろしくお願ひいたします。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げます。定例会招集にあたっての挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席11番、小林テル子議員、議席12番、古村幹夫議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（舟橋）

皆さんおはようございます。去る11月24日、議会運営委員会を開催し、令和3年
年第10回辰野町議会12月定例会の会期並びに審議日程について、協議をいたしまし
た。その結果について、報告いたします。11月24日、辰野町告示第24号によって、
辰野町長より12月定例会を11月30日に招集する旨の告示がされたことを受け、委
員全員、正副議長同席のもと、12月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営につ
いて慎重に協議を行い、全委員一致にて決定いたしました。会期日程（案）並びに協
議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご
賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程（案）朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の
報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの16
日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、辰野町会計年度任用職員の給与及
び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者
より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第1号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例について、提案理由を申し上げます。同一労働同一賃金の原則にのっとり、
パートタイム会計年度任用職員の報酬単価の算出方法を、町独自で設定したものから
行政職俸給表を基にしたものに改正し、処遇改善を図るものであります。11月2日の
議会全員協議会でご説明した際の人事院勧告に伴う期末手当の減額は、24日の閣議で
国の実施が次年度に見送られたため、今回はこの報酬単価の算出方法見直しに関する
改正のみ提案させていただくこととなりました。それでは新旧対照表の1ページをご
覧ください。改正後の第20条第1項と第2項は、常勤職員の1日あたりの勤務時間

が7時間45分に対し、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は1日7時間30分を上限にそれぞれ異なることから、時間あたり単価を基に勤務時間に応じた額を算出する方式を定めるものであります。パートタイム会計年度任用職員の報酬は勤務条件に応じ、月額で定める場合と時間額で時給で定める場合があります。第1項では月額に定める報酬について、条例第2条第1項に規定する勤務時間、1週間あたり5日間で38時間45分を基に算出した時間単価を適用することとし、第2項では時間額に定める報酬について、1月あたり21日間で162.75時間、162時間45分で算出した単価を適用することとなります。同条第3項はフルタイム会計年度任用職員、常勤職員と同様に行政職俸給表に定める基準月額を適用する定めを追加であります。第27条は時間外、休日勤務において割増賃金を計算する場合の算出方法であり、月額による報酬は年額12月52週で調整した時間単価を用いることとなります。2ページをお願いいたします。第28条は休日や有給休暇等以外の正規の勤務時間に勤務せず、報酬の支給対象とならない場合の減額方法についての定めであります。今回の改正に伴い別表第1、第2は削り、フルタイム会計年度任用職員同様規則の定めるところといたします。なお改正にあたり各種職種について改正前単価と同額または直近上位の額の号俸を適用することで運用いたしますので、減額となる職種はございません。施行日は令和4年4月1日からといたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑・討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑・討論を終結いたします。これより議案第1号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第2号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を説明申し上げます。ここでは改正の概要について説明をさせていただきます。分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を保障する産科医療保障制度の掛け金等の見直しによる、健康保険法施行令の一部改正により出産・育児一時金の支給総額を維持するため、支給額の引き上げを行うほか、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による条文の整備を行うものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

議案第2号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。議案第2号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は福祉教育常任委員会に付託することに決しました。ここで暫時休憩いたします。議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員会室へお集まりください。

休憩開始 10時 22分

再開開始 10時 30分

○議長

再開します。日程第5、議案第3号、辰野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第3号、辰野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。農業集落排水事業の辰野北部地区と沢底地

区を、現在公共下水道へ接続するための工事を実施しております。その接続・統合に伴いまして該当地区を新たに定めるものでございます。具体的にはです。公共下水道事業の地区に農集の辰野北部地区と沢底地区の地区をです、下水道の地区の方に加えるためのものでございます。別表の第2の中段の、上平出地籍の土地並びにの次から書いてある、令和2年3月19日付で下水道法事業認可があった公共下水道事業による排水区域の土地のうち、大字上島の一部、大字伊那富の一部、大字辰野の一部及び大字沢底の地籍を加えるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第3号に対する質疑を行います、委員会に付託する関係もでございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第3号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思います、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。

日程第6、議案第4号、辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第4号、辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。農業集落排水事業の辰野北部地区、沢底地区の公共下水道への接続・統合に伴いまして、農業集落排水事業の辰野北部地区、沢底地区のものを現在ある農業集落排水処理区域から削除するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第3号に対する質疑を行います、委員会に付託する関係もでございますので、

総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

○矢ヶ崎（5番）

議案第3号じゃあなくて、議案第4号です。

○議長

訂正します。議案第4号でございます。議案第4号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もでございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

○山 寺（3番）

すいません。さっきの3号も4号も即決になってるんですが、どういうことでしょうか。委員長報告がないんですか。さっき議運で何か話し合ったようですけど。

○議長

配布してないですね。はい。ここで暫時休憩といたします。配布してください。

休憩開始 10時 34分

再開開始 10時 35分

○議長

議案第4号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もでございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑を終結いたします。議案第4号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしましたと思いますが、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

よって、議案第4号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。

日程第7、議案第5号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○こども課長

議案第5号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。内閣府令

の一部改正に伴い、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいものでございます。改正の内容は、デジタル化の推進に伴い保育園と保護者との間の手続きについて、文書の交付に代えて電磁的対応を可能とする旨が国の定める基準に追加されたことに伴い、保護者の利便性の向上や保育園の業務負担軽減等の観点から、国の改正に準じて町の条例を改正するものでございます。新旧対照表 1 ページをご覧ください。改正前第 5 条関係ですが、電磁的記録、デジタル方式での記録等の取扱い等について、新たに 53 条に規定し直すため文書の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法を定めた改正前第 5 条第 2 項を削ります。新旧対照表 2 ページをご覧ください。第 53 条第 1 項は、保育園における書面等の記録・作成・保存等については書面等に代えて電磁的方法による対応も可能である旨を規定します。第 2 項は、保育園が行う書面等の交付または提出について、書面等が電磁的記録により作成されている場合には、保護者の承諾を得て電磁的方法による提供も可能である旨を規定し、その例として各号でメール・磁気ディスク等の方法を規定します。3 ページの第 5 項は、保育園は保護者から電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、保護者に対して記載事項の提供を電磁的方法によってはならない旨を規定いたします。第 6 項は保護者への同意の取得についても、保護者の同意を得たうえで書面等による同意に代えて、電子的方法によることができる旨を規定いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 5 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第 5 号は福祉教育常任委員会に付託することにいたします。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 5 号は福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 8、議案第 6 号、辰野町立図書館条例の一部を改正する条例につい

てを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○生涯学習課長

議案第6号、辰野町立図書館条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。辰野町立小野図書館を閉館したことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第6号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第6号は福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第6号は福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第9、議案第7号、令和3年度辰野町一般会計補正予算(第13号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

はい。令和3年度辰野町一般会計補正予算(第13号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は人事異動及び最低賃金引き上げに伴う会計年度任用職員報酬等の人件費、新型コロナワクチンの3回目接種に係る経費、空き家の解体・改修、住宅リフォーム等補助金、除雪委託料、小野のシダレグリ自生地災害復旧工事の追加等であります。補正総額は5,553万8,000円の追加で、予算総額は95億2,229万4,000円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては分担金及び負担金、国庫支出金、町債の追加と県支出金、繰入金の減額であります。歳出につきましては、議会費で、賃金改定による会計年度任用職員報酬等の追加と人事異動による職員人件費の減額です。総務費で、8月の大雨災害に対応した職員の時間外勤務の増加や、人事異動等に伴う人件費の調整、早期退職者による退手組合負担金、定年延長に向けた例規整備等支援業務委託料、空き家改

修費及び解体事業補助金、ガソリン高騰による町営バスの燃料費等の追加、社会保障・税番号システム整備費補助金の追加による財源組換が主なものであります。民生費では、児童手当のシステム改修に係る上伊那広域連合負担金、東部保育園の遊戯室カーテンレール及び正面玄関天窓の修繕料の追加、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合負担金確定による減額等でありませぬ。衛生費では、新型コロナワクチンの3回目接種に係る経費、及びシステム改修に伴う上伊那広域連合負担金の追加が主なものです。農林水産業費では、老朽化により腐食した下辰野大堰の水門改修、森林経営管理制度に基づく山林所有者への意向調査に係る費用、町内園児の食育・木育を目的に上伊那の間伐材で作った箸を送るための箸作成業務委託料の追加、森林環境譲与税基金積立金の減額等でありませぬ。商工費は、会計年度任用職員の社会保険料の追加と人事異動に伴う人件費の調整です。土木費は住宅リフォーム補助金と除雪委託料の追加が主なものです。教育費では、会計年度任用職員賃金改定に伴う報酬関連、アスベストの検出により処理費が増額となる平出越道集会所解体工事、8月の大雨災害で被災した小野のシダレグリ自生地災害復旧工事の追加と人事異動に伴う人件費の調整です。また繰越明許費補正は、社会資本整備総合交付金事業により実施する宮木、林の下町道1076号線ほかの改良事業、上島町道14号線舗装事業及び道路メンテナンス事業で行う、篤原橋と中の橋の工事について年度内の完了が困難であるため翌年度へ繰り越すものでございませぬ。地方債補正は平出越道集会所解体工事の財源として借り入れを行う一般事業債の追加です。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第10、議案第8号、令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めませぬ。

○建設水道課長

議案第8号、令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由を説明申し上げます。補正予算書を1ページをおめくりください。収益的収入及び支出の補正で総額の変更はございませぬ。資本的収入及び支出の補正で支出の第1款、上水道事業資本的支出で1,100万円を追加し2億8,935万円とし、内訳は建設改

良費で1,100万円を追加し1億4,570万円とするものでございます。4ページをおめくりください。明細でございます。収益的収支について上水道事業の原水及び浄水費を19万6,000円増額、排水及び給水費を64万4,000円減額し総係費を146万円増額し、不足する財源101万2,000円は予備費を使用し総額の変更はございません。資本的収入収支についてです。支出では上水道事業資本的支出の1.建設改良費を1,100万円追加しました。JR飯田線の横川踏切下配水管改良実施設計の委託料として、不足する工事費を追加するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○向山(13番)

最後に説明のありました資本的収入及び支出の横川踏切下配水管改良工事ですが、この追加1,100万円増額になった理由と、それからこれ実施設計業務委託料ということなので工事の実施、施工見込みというのほどのようなになっているのかお聞きします。

○建設水道課長

近年、水道施設の大きな災害等がございまして、よそでは水管橋の落ちるような状況がございました。辰野町の中でそういう危険なところがあるかということ、再打ち合わせをしたところですね、一つやっぱりJRの下のくぐっている配水管が昔の石綿管っていうものでやっております、今後考えていった時に石綿管が折れて、大事故につながるのではないかとということが予想されるっていうことで、今回想定をしまして予算を増額していただいているものでございます。これはですねJRの協議の書類から始まりまして、河川法の協議の始まりから申請書類の作成を含めた全部の委託料でございます。それを発注しまして状況が分かり次第、今後はJR協議とか河川協議とかがございますので、そういうものを含めていくと実施は協議が終了後の実施っていうような予定でございます。如何せん、お金を掴んだりどういう状況かということ、掴むための補正でお願いしたいと思います。以上です。

○向山(13番)

そうしますと、今後の危険除去ということで現在の給水には支障はないと、こういう理解でよろしいですね。

○建設水道課長

そのようで、現在は支障はございません。ただ今後大きな事故につながる予想はされるので、その対応ということでお願いしています。以上です。

○議 長

はい。そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第8号、令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。日程第11、議案第9号、令和3年度辰野町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第9号、令和3年度辰野町下水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。1ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出の補正で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億6,185万1,000円とするものでございます。資本的収入及び支出の補正で支出の第1款、資本的支出で7万円を追加して8億4,619万円とし、内訳は建設改良費で7万円を追加し1億6,081万9,000円としました。ごめんなさい。8億4,601万9,000円すいませんにしました。4ページをご覧ください。収益的収入及び支出の歳入でございしますが、その他の雑収益として150万円の増額が主なものでございます。歳出ですが処理場費を46万、予備費を264万円に増額し総係費を160万円減額するものでございます。資本的収入及び支出ですが事務費の7万円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○吉 澤 (1番)

4 ページ、収益的収入のその他雑収益 150 万円、これは具体的にはどういう性格の収入なのでしょう。

○建設水道課長

下横川の処理施設が水没をしてしまいまして、それに対して保険がおりましてその保険の費用が 150 万円でございます。以上でございます。

○議 長

よろしいですか。そのほかありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 9 号、令和 3 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。日程第 12、議案第 10 号、令和 3 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 10 号、令和 3 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,490 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 5,461 万 1,000 円とするものでございます。内容につきまして、6 ページをご覧ください。歳入でございます。国庫支出金について、マイナンバーカードの保険証利用勧奨事業に対する補助金として 3 万 9,000 円を増額するものでございます。7 ページをご覧ください。繰入金について保険基盤安定負担金の確定により保険税軽減分を 14 万 6,000 円増額し保険者支援分を 27 万 3,000 円減額するものでございます。8 ページをご覧ください。繰越金について前年度繰越金の確定により 269 万 2,000 円増額するものでございます。9 ページをご覧ください。諸収入について前年度の保険給付費等交付金の精算金を雑入として 1,230 万円増額するものでございます。続きまして歳出でございます。10 ページをご覧ください。総務費について国庫補助金の増額による財源組替を行うもの

でございます。11 ページをご覧ください。保険給付費について療養給付費を 250 万円減額し療養費を 250 万円増額する予算組替でございます。12 ページをご覧ください。諸支出金について前年度保険給付費等交付金償還金を 1,327 万 7,000 円増額するものでございます。13 ページをご覧ください。予備費について歳入調整分を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 13、議案第 11 号、令和 3 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 11 号、令和 3 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 519 万 7,000 円とするものでございます。内容につきましては 6 ページをご覧ください。歳入でございます。診療収入見込みにより第一診療所診療収入につきまして 35 万 4,000 円減額するものでございます。7 ページをご覧ください。繰越金につきまして前年度繰越金の確定により 39 万 4,000 円増額するものでございます。8 ページをご覧ください。国庫支出金について新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援補助金として 16 万円を増額するものでございます。続きまして歳出でございます。9 ページをご覧ください。総務費、施設管理費につきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止対策費として第一診療所施設管理費を 10 万円、川島診療所施設管理費を 10 万円それぞれ増額計上するものでございます。以上、提案説明を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑・討論を行います。ありませんか。

○向 山（13 番）

9 ページで消耗品として体温計購入っていうふうになっております。簡易な体温計っていうんですかね、そういうものが必要だということの判断だと思うんですが、質問というのも情報になるかもしれませんが、パルスオキシメーターね、こういったも

のも小さな診療所であっても患者さんの状況を知るに重要だと思います。私も掛かり付けの医師のそこへ行くと、正常な時でもだいたいパルスオキシメーターで酸素量を計測受けて、そのうえで診察を受けてますのでこのあたり必要性を医師と相談をして、必要であれば処置をしていただければというふうに思います。以上です。

○住民税務課長

ただ今の向山議員のご質問についてお答えさせていただきます。先ほどご質問いただきました消耗品の体温計につきましては、入り口部分におきまして体温を測るようなものになっております。議員ご指摘のようにパルスオキシメーター等につきましても、医師と相談をする中で必要に応じ考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○議 長

はい、そのほかありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑・討論を終結します。これより議案第 11 号、令和 3 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 11 号は原案のとおり可決されました。日程第 14、議案第 12 号、令和 3 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 12 号、令和 3 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の提案説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 78 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 1,322 万 1,000 円とするものでございます。内容につきましては 6 ページをご覧ください。歳入でございます。長野県後期高齢者医療広域連合の予算補正により、事務費繰入金を 49 万 6,000 円、保険基盤安定繰入金を 88 万 4,000 円減額するものでございます。7 ページをご覧ください。繰越金につきまして前年度繰越金の確定により 59 万 1,000 円増額

するものでございます。続きまして歳出でございます。8 ページをご覧ください。広域連合納付金につきまして長野県後期高齢者広域連合の予算補正に伴い、138 万円減額するものでございます。9 ページをご覧ください。予備費について歳入調整分を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 15、議案第 13 号、令和 3 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 13 号、令和 3 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。今回の補正の主な理由につきましては、会計年度任用職員の報酬の増額と、辰野病院内に開設した居宅介護支援事業所に係る予算の計上、及び医療機器の購入に関するものです。1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出につきまして収益的収入については、予定額に 301 万円を加え総額を 21 億 3,506 万 4,000 円とし、収益的支出については、予定額に 2,066 万円を加え総額を 22 億 5,523 万 7,000 円とするものでございます。資本的収入及び支出につきまして、資本的収入については予定額に 487 万 8,000 円を加え総額を 4,487 万 8,000 円とし、資本的支出については予定額に 487 万 9,000 円を加え総額を 1 億 6,905 万 1,000 円とするものでございます。これに伴い不足する額 1 億 2,417 万 2,000 円を 1 億 2,417 万 3,000 円となります。詳細につきましては 7 ページをご覧ください。収益的収入ですが居宅介護支援事業所開設に伴う収入です。9 月から開設しましたがシステム等の整備を並行して行う中である程度の額が予想されましたので、今回 301 万円を計上としました。8 ページをご覧ください。収益的支出のうち医業費用として給与費のうち会計年度任用職員の補正となります。総額で 1,731 万 5,000 円の増額となりますが、理由としましては当初予定していた職員数よりも必要部署が発生したことによる増員、また非常勤医師の採用、ワクチン接種関連の手当等による増額でございます。また居宅介護支援事業につきましては、先ほどの説明と同様となりますが人件費を含めた諸経費を計上いたしました。9 ページをご覧ください。資本的収入ですが国庫補助金としまして新型コロナウイルス補助金、PCR 等検査体制強化事業として 487 万 8,000 円を計上しました。10 ページ

をご覧ください。上記の補助金を活用しまして PCR 検査機器を購入しました。従来の抗原定量検査に加え PCR 検査もできるようになりました。状況により双方の機器を有効活用しております。今回予算計上しましたが昨年からの感染拡大の収束が見込めなかったため、定量検査に加え PCR 検査も当院で行いたいと考え、既存予算の中で購入しました。今回は補助金が付いたことにより補正させていただきました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより議案第 13 号、令和 3 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。日程第 16、議案第 14 号、令和 3 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 14 号、令和 3 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページ目をご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 595 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 6,166 万円とするものでございます。内容につきまして 6 ページをご覧ください。歳入でございます。国庫補助金のうち地域支援事業交付金を 166 万 9,000 円減額するものは、人件費等の歳出の減額分に対し負担割合に基づいた調整でございます。介護保険事業費補助金は介護保険制度、制度改正に伴うシステム改修費として補助されるもので、103 万 4,000 円を増額するものでございます。7 ページをご覧ください。支払基金交付金は地域支援事業として 4 万 5,000 円を増額するものでございます。8 ページをご覧ください。県補助金を 83 万 5,000 円減額し、9 ページの一般会計繰越金を 452 万 7,000 円減額するものにつきましては、人件費等の歳出の減額分に対しそれぞれ負担割合に

基づき調整するものでございます。10 ページをご覧ください。歳出でございます。総務管理費が職員の人事異動に伴い給与等を合計 279 万 8,000 円減額するものでございます。賦課徴収費につきましては制度改正に伴うパンフレット送付等の郵送料で 14 万円の増額でございます。11 ページをご覧ください。包括的支援事業・任意事業費は職員の育児休業取得に伴う給与の減額、会計年度任用職員の交通費、地域ケア推進会議報酬の増額、合わせて 171 万 4,000 円の減額となります。生活支援体制整備事業は 10 月より町社会福祉協議会に委託したことにより、会計年度任用職員の報酬、社会保険料を 273 万 1,000 円減額するものでございます。12 ページの介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防事業実施の際に使用する自動車の車検代で、16 万 7,000 円を増額するものでございます。13 ページの予備費は 98 万 4,000 円を増額するものでございます。以上、提案内容を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 17、議案第 15 号、令和 2 年度（繰越）（補正分）公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 15 号、令和 2 年度（繰越）（補正分）公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）請負契約の変更について、変更内容を申し上げます。令和 3 年 6 月 16 日に締結しました、令和 2 年度（繰越）（補正分）公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）請負契約について、変更が生じたため議会の議決を求めるものでございます。契約金額について 6,556 万円を 518 万 1,000 円増額し、7,074 万 1,000 円に変更するものでございます。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方については変更ありません。以上変更内容を申し上げます。工事内容につきましては建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

工事内容について説明申し上げます。1 階天井面、駐車場の上の面でございます。の調整吹付工事を 3,471 平米実施するにあたりまして、その前に鉄筋の露出している

部分の断面補修を行ってから工事をすることとなっております。施工するにあたりまして足場を組んで近接により調査を実施したところ、補修箇所が多く確認されまして、延長では 124 メートル、面積では 121 平米の増工工事となったものが主な変更内容でございます。玄関前の排水処理については、既存の水路の中に処理することで計画をしておりましたが、調査の結果、水路勾配等なく処理が困難ということが分かりましたので、別に排水路を新設して処理する方法に変更しております。以上が主な変更でございます。よろしく申し上げます。

○議 長

これより質疑・討論を行います。ありませんか。

○樋 口 (8 番)

この工事方法の変更についてお伺いします。当初設計で総額を決めてですね工事を進めていると思うんですけども、たびたびこの中で変更が出てまいります。ここらのへんこの点についてですね、設計の段階で甘かったのか、そこらのへんはどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○建設水道課長

先ほども説明しましたが、近接で見ないとわからない箇所っていうのがございました。それが多くありましたので、その処理をしないでやってしまうと結果的には悪いものになってしまいますので、そういうものが足場を組んで近接で見た時に増えたということでございます。以上です。

○議 長

樋口議員、よろしいですか。そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑・討論を終結いたします。これより議案第 15 号、令和 2 年度(繰越)(補正分)公園施設長寿命化対策工事(荒神山公園町民体育館)請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。日程第 18、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条、及び地方自治法第 180 条

の規定による報告事項がありますのでお聞き取り願います。報告1号、令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、報告を求めます。

○教育長

はい。報告第1号、令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について報告いたします。評価報告書の1ページ、(1) 目的をご覧いただきたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行いその結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。令和2年度の辰野町教育委員会の事務事業について、教育委員会担当者による自己点検と委員による外部評価が完了いたしましたので、その結果を報告書として提出するものでございます。詳しくはこども課長に説明いたさせますのでお聞き取りいただきたいと思います。

○こども課長

報告書の対応について説明いたします。引き続き1ページの(2) 以降をご覧ください。評価は辰野町第五次総合計画後期基本計画の主要施策に挙げた事務事業を対象に行いました。外部評価委員として下辰野、長田八重子氏、上辰野、増澤進氏のお二人をお願いし評価委員会を2回開催しました。2ページをご覧ください。対象とした事務事業評価の一覧表でございます。42の事務事業を評価しそのうち15の項目については改善の余地があるとして、今後の方向性について見直しの上継続といたしました。3ページをご覧ください。外部評価委員による評価結果の全般事項でございます。実績と成果として、保育園・小中学校に対する支援や施設整備は園児・児童生徒の立場に立つことを基本に必要な施策が適時・適切に行われており安心して子どもが育つ環境が整備されている。様々な困難を抱える子どもや保護者がいる中でその時期に応じた子育て支援メニューを整え、子育ての不安や悩みに応じる体制が築かれている。公民館・分館活動、体育振興、地域文化・芸術活動は町民のニーズを的確に捉え、地域住民の伝統や歴史に対する認識が深まる取り組みがなされているとの評価をいただきました。一方、課題と今後の方向として保育園・学校文教施設の老朽化に伴い、財政面でも厳しい面もあると思われるが、子どもたちや町民のために引き続き各施設の環境設備に取り組むこと、子育て世代への支援は辰野町の特色を出し、辰野町

が子育てしやすい町としてアピールできる点を明確にすること、自分たちが生まれ育った辰野町を子どもたちがどのように語れるようになってほしいかを目標にすることや、辰野町にプラスイメージや愛着を持たせることが子どもたちが将来生きていく糧になること、また子育て環境づくりや高齢者の健康づくりにおける関係機関との連携の継続や、少子化の中、将来人口を見据えた保育園、小中学校の適正規模の見直しは広く意見を聞いたうえで、丁寧に進めることなどの評価、ご助言をいただきました。4ページ以降には事務事業別に担当職員が説明した実績と成果・課題・有効性・効率性・経済性で見た自己点検結果と、それに対する外部評価員の評価を記載しておりますのでご覧ください。報告は以上です。

○議 長

ただいま報告がありましたが、報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

○向 山（13番）

ちょっと細かい質問になってしまうかもしれないですが、2点お聞きしたいと思います。各事業の各論の部分ですが、4ページの最初5111番ですね、実施内容の4行目になりますか、上から読みますと「保育園で行うふれあい保育や地域療育にも出張し、相談しやすい体制を工夫した」とありますが、この地域療育の現況についてお聞きしたいというのが1点であります。2点目は5ページになりますが、一番下の5131番、食育の推進の上から6行目になりますか、「給食で使用した野菜生産者に直接話を聞く等、食の大切さに理解を深めることができた」これ受ける主体っていうかですねが良く分からないわけです。つまり食育の推進をする担当者、給食事業に従事している皆さんなのか、あるいは児童生徒がこういうことで理解を深めることができたのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

○こども課長

はい。向山議員の質問にお答えいたします。まず1点目の地域療育の状況でございますけれども、心身の発達の遅れ等支援が必要と思われる子どもに適切な保育・教育が受けられるよう、こども課に子ども支援係をおきまして保健師が中心となって様々な相談に応じております。保育園、学校、家庭とも連携を取りながら、巡回就学指導員ですとか公認心理士、場合によっては児童相談所の職員等ともチームを組んで対応をしております。保健福祉課とも連携を取りまして、場合によっては福祉制度等につ

なげているところでございます。また町には要保護児童対策地域協議会がございまして、その中の専門会議あるいはケース会議等による支援を行っております。2点目の野菜生産者に直接話を聞く機会等、食の大切さに理解を深めることができた、この対象者につきましては児童生徒でございます。一つ例をあげますと、辰野中学校では給食時に放送であるいは給食だよりをとおして、生産者の紹介や給食に使った地域野菜等を紹介しているといったようなことをあげることができます。以上です。

○向 山 (13 番)

1点目についてですが、そうしますと地域療育に出張しってという表現が少し私、事前に確認しておけば良かった部分かもしれませんが、施設だとかそういったものをやる場所があつてということではなくて、そういう療育の必要な皆さんのところへ出向いて相談とかそういったことをしたと、こういう理解でよろしいですか。

○こども課長

はい。ご指摘のとおりでございまして、小中学校、最近は高校もそうですけれども、それぞれ対象となる関係の場所に、こちらから関係職員、専門職員が出向いて相談に応じているということでございます。

○向 山 (13 番)

はい。ありがとうございます。大変この外部評価のお二人がですね、熱心に評価をしていただいているなあということを感じて持ちました。ただしたがってその評価を真摯に受け止めて、令和3年度あるいは次年度以降の事業に参考にさせていただくということが大事かと思うんですが、この令和2年度は特にコロナで行事が中止になったようなものもございまして。総論としては書かれてはいますけれども、例えば町内一周駅伝だとか成人式だとか、非常に町をあげての行事とかですね対象が大きな行事もあるわけで、こういったものについては第五次総合計画の事務事業に基づいてという評価ではあるけれども、やっぱり時々に応じてそういったものについて、特別な項目として外部評価を受けておくということが大事じゃあないかと思えます。その中で言いますと中学生議会についても、ぜひ教育委員会の評価とそれに対する外部評価についても、次年度以降、内部評価と外部評価をこういったものの中にですね、その他の事項でも結構ですけれども、出していただければありがたいというふうに思います。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。次に報告第2号、専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

報告第2号、専決処分の報告について、地方自治法第180条の規定により、町が損害賠償の責を負うものについて専決処分を行いましたので報告いたします。公用車と町の道路施設による財物事故2件であります。1件目は令和3年8月8日、宮木泉水交差点において公用車で信号待ちの際、社内に入ってきたスズメバチを振り払っていたところ、ブレーキペダルから足が外れ前方で停車中の車と接触し、相手車両の一部を損傷させてしまったものであります。示談が成立し賠償金額33万6,743円を支払いました。専決日は令和3年10月15日であります。2件目は令和3年5月21日宮木北湯舟県営住宅付近の町道において相手方の自動車が通行する際、マンホールの蓋と当該車両の下部が接触し一部を損傷させてしまったものであります。示談が成立し賠償金額30万8,042円を支払いました。専決日は令和3年10月28日であります。本件2件の保障につきましては、全国自治協会自動車共済損害賠償保険にて処理いたしました。以上報告いたします。

○議 長

ただいま報告がありましたが、報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限りて質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第19、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情については、その写し及び文書表を配布してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議 長

以上、請願・陳情、7件については、各常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。以上を持ちまして本日の日程は、全て終了いたしましたので、本日の会議は散会といたします。大変ご苦労様でした。

1 1. 散会の時期

11月30日 午前 11時36分 散会